

令和4年12月28日

豊田市長 太田 稔彦 様

豊田市国民健康保険運営協議会

会長 幸村 的 美



令和5年度豊田市国民健康保険税率等について（答申）

令和4年8月4日に、貴職から諮問を受けた標記のことについて、令和4年8月4日から18日、11月24日及び12月15日の3回にわたり、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

答 申 書

令和 4 年度

豊田市国民健康保険運営協議会



第 1 審議経過

当協議会は、令和 4 年 8 月 4 日に貴職から「令和 5 年度豊田市国民健康保険税率（以下、「保険税率」という。）等」について意見を求められた。

1 背景

国民健康保険事業の運営が平成 30 年度から都道府県単位化されたことに伴い、市町村から集める愛知県国民健康保険事業費納付金（以下、「県納付金」という。）や国などからの公費をもとに、県が国保財政を運営するしくみに変わった。

このことにより、市単独で運営していた時にも必要だった医療費の自然増分に加えて、県納付金の負担増加による本市の不足額を確保する方法として、保険税率の見直し等を検討する必要性が生じた。

また、愛知県を中心に議論が始まった保険税水準の県内統一など、保険税率に影響を及ぼす新たな要素が加わり、議論の動向を注視する必要がある。

2 審議内容

（1）令和 5 年度県納付金の仮算定結果（令和 4 年 11 月 18 日）

令和 4 年度の県全体の保険給付費に財源不足が生じていることから、県の決算剰余金を県納付金の減算に活用することができないため、本市の県納付金総額は 108.7 億円余で、令和 4 年度本算定と比べて 2 億 7 千万円余の増加となった。保険税や国・県交付金など、県納付金の財源となる収入の見込み額 95.7 億円余を差し引くと、13.0 億円の不足額が生じる見込みである。

（2）不足額の対応

不足額 13.0 億円への対応として、「保険税率」、「豊田市国民健康保険事業財政調整基金（以下、「基金」という。）の取崩」及び「一般会計からの法定外繰入」について協議した。

なお、令和 5 年 1 月中旬以降に県納付金の確定額である本算定結果が公表される予定であるが、当初予算編成に間に合わせるため、仮算定結果により協議した。

（3）審議の中で確認及び協議した事項

- ア 県の決算剰余金の活用方法、県納付金の算定方法について確認した。
- イ 基金及び一般会計からの法定外繰入の状況について確認した。
- ウ 新型コロナウイルス感染症の影響について確認した。
- エ 本市の令和 4 年度保険税率は、愛知県内同規模市、西三河ブロック市の中において低い水準にあることを確認した。
- オ 保険税率を検討する上での論点について確認した。
- カ 不足額の確保の方法として、保険税率改定案（不足額の 5 分の 1 を引上げ）及び現行税率、市町村標準保険料率それぞれの一人当たり保険税額、基金の取崩及び一般会計からの法定外繰入で必要となる額、モデル世帯における保

- 險税額のシミュレーションを比較し、協議した。
- キ 県納付金の本算定結果提示後における再協議の考え方について協議した。
- ク 保険税率の見直しサイクルについて協議した。
- ケ その他保険税率改定以外の取組等について協議した。

第 2 答申内容

1 令和 5 年度保険税率について

次のとおりとすることが適当である。

(1) 保険税率

- ア 不足額 13.0 億円の 5 分の 1 の額を保険税で賄う。
- イ 本来目指すべき標準保険料率との乖離が大きい後期高齢者支援金分の所得割及び均等割、介護納付金分の所得割を改定し、一人当たり平均の年税額を約 3,700 円（3.7%）引き上げる。

(2) この案とする理由

- ア 社会経済情勢の影響により、被保険者の家計の負担増が懸念されるが、中長期的な負担の平準化を図るため、必要な保険税率の引上げを実施する。
- イ 令和元年度から令和 3 年度の答申を踏まえ、単年度での急激な引上げを避けるため、基金等を活用した市独自の激変緩和措置の実施により、引上げ幅を抑え、5 年間程度をかけて段階的に引き上げる。現時点で見込まれる不足額のうち、都道府県単位化の影響分を概ね令和 9 年度までに解消することを想定。
- ウ 引上げにあたっては、低所得者に配慮するとともに、特定の層に負担が集中しないよう留意し、県が提示する応能・応益割合に近づける。

2 令和 5 年度以降の基金の考え方

次のとおりとすることが適当である。

(1) 基金の活用

- ア 保険税の急激な上昇の緩和（本来集めるべき保険税水準に達するまでの間）
- イ 県納付金の仮算定結果と本算定結果の差額調整
- ウ 県納付金の年度間変動による負担上昇の際の保険税の平準化
- エ 災害等想定外の事象等による税収等の見込み違いへの対応

(2) 基金の積立

現在の基金残高では市独自の激変緩和措置等に対応できないため、一般会計から積立を実施する。基金規模については、基金の活用ができるだけの額を確保することを基本とし、具体的な方法及び金額は、本市の財政状況等を

踏まえ、過大な投入とならないよう積立額を精査する必要がある。

3 令和5年度以降の一般会計からの法定外繰入基準

原則、市の施策による次のものとするのが適当である。

- ア 福祉医療波及分
- イ 市条例による保険税減免分
- ウ 基金積立分

4 保険税率の見直しサイクルについて

毎年度提示される県納付金に加え、不足額が保険税率等の検討を行うための重要な要素となることから、引き続き、毎年度県納付金の算定結果を検証することが適当である。

第3 その他付帯意見

次の5点をその他付帯意見として申し添える。

- 1 保険税率改定に頼るだけでなく、以下のとおり、保険者としてより一層の経営努力が必要である。
 - ・保険税の滞納削減に向けた取組などにより、歳入を確保すること。
 - ・レセプト点検等による医療費適正化や予防・健康づくりによる医療費軽減の取組など、歳出を適正に抑えること。
- 2 一般会計からの繰入による基金積立は、過大な投入とならないよう十分に精査を行うとともに、削減に向けた努力が必要である。
- 3 保険税水準の県内統一など、保険税率の検討に影響を及ぼす新たな変動要因の動向を注視し、中長期の見通しの中間地点となる令和5年度には、令和6年度から令和9年度の市独自の激変緩和措置の期間等が妥当であるかの検討が必要である。
- 4 都道府県単位化により市町村の裁量に制限があるが、本市在住のメリットを実感できるよう、施策・運用を工夫すること。
- 5 国・県に対し、国民健康保険制度の持続的かつ安定的運営ができるよう構造的な課題解決に向けて、国庫負担の拡大による財源強化と抜本的な制度の見直しを求めることが必要である。

